

エコリーフ文書管理番号：R-04-04

発行：2008(平成 20)年 5 月 1 日

レビューパネル規程

社団法人産業環境管理協会

作成	承認

レビューパネル規程

(目的)

第1条 製品分類別基準（PCR）原案作成ワーキンググループ（以下PCR-WG）より提出されたPCR原案の妥当性を評価し承認する機関として、また、事業者の製品環境データ集積システム認定審査の結果を評価し承認する機関として、社団法人産業環境管理協会（以下、「協会」という）に評価レビューパネル（以下、単に「評価パネル」という。）を置く。

2. エコリーフ事業室（以下、「当室」という。）より提出されたエコリーフ共通原単位案、あるいは、PCR-WGより提出されたPCR原単位案の妥当性を評価し承認する機関として、協会に原単位レビューパネル（以下、単に「原単位パネル」という。）を置く。

(委員の選任)

第2条 評価パネル委員は、環境調和型製品および環境ラベルに係わる知見を有する学識者、LCA手法の専門家、製品環境データ検証又は製品環境データ集積システム審査の熟練者の中から協会の会長が本人の承諾のもとに委嘱する。

2. 原単位パネル委員は、環境調和型製品および環境ラベルに係わる知見を有する学識者、LCA手法の専門家の中から協会の会長が本人の承諾のもとに委嘱する。（以下、評価レビューパネルおよび原単位レビューパネルの委員を「委員」という。）

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、任期更新期に委員又は当室のいずれから辞任又は更迭の表明が行われない場合は、自動的に更新できるものとする。

2. 補充または増員により就任した委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(権能)

第4条 評価パネルは、次の各事項に係る評価および承認を行なう。

- ① PCR-WGより提出されたPCR原案およびPCR改訂原案
- ② 製品環境データ集積システム認定審査員が提出したシステム審査結果報告書

2. 原単位パネルは、次の各原単位に係る評価および承認を行なう。

- ① エコリーフ環境ラベルプログラムで使用する共通原単位

- ② 制定される製品分類別基準において提案されたPCR原単位
- ③ その他、当室が諮問するLCAの技術課題

(評価・承認行為)

第5条 評価パネルが行う評価・承認行為は、当室が評価対象となる案件ごとにその内容を勘案して評価パネルの委員の中から選定した3名以上の委員をもって構成する実行パネル体制にて行うものとする。

2. 原単位パネルの評価・承認活動は、当室が原単位パネルの委員の中から選定した2名以上の委員をもって構成する実行パネル体制にて行うものとする。

3. 評価パネルは、そのPCR原案の評価・承認行為において委員の意見を収束できなかつたとき、および評価パネルとして審議委員会に諮る必要性を判断した場合は、当室にその旨を報告しなければならない。

(遵守事項)

第6条 委員は別に定める倫理基準を遵守するものとする。

2. 協会の会長は、倫理基準に照らし、委員が委員たるにふさわしくない行為があると認められた時は解任することが出来る。

(秘密の保持)

第7条 委員は、評価・承認行為において知り得た秘密を要する情報については、第三者に漏洩してはならない。

付則 (改定履歴)

本規程は、平成14年4月1日から施行する。

本改訂は、平成17年4月1日から施行する。

本改訂は、平成18年7月7日より施行する。

本改訂は、平成18年7月7日より施行する。

本改訂は、平成20年5月1日より施行する。